

令和6年(2024年)4月18日

報道機関 各位

枚方市教育委員会事務局

学 校 教 育 部

枚方市立中学校におけるいじめ事案について

令和5年6月にいじめ重大事態として認知した枚方市立中学校のいじめ事案について、調査を実施し、報告書をとりとめましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事案の内容

別紙「概要版」のとおり

2. 公表について

枚方市ホームページにて「概要版」を掲載予定

<問い合わせ>

学校教育部 児童生徒課

電話 050-7105-8048

枚方市立中学校 いじめ重大事態報告書 概要版

令和6年3月

枚方市教育委員会

この報告書は、枚方市立中学校が作成した報告書の概要版である。

1. 事案の概要

令和5年6月上旬、被害生徒は、関係生徒から、シャーペンで手を刺された、嫌なあだ名で呼ばれたと、スクールカウンセラーに訴えた。その際、被害生徒は、「心配をかけたくないので親には伝えなくてほしい」と要望した。同日、学校は、スクールカウンセラーから報告を受けいじめと認知したものの、協議のうえ、被害生徒の意思を尊重し被害生徒の保護者には伝えなかった。

後日、学校が被害生徒の保護者、関係生徒及びその保護者との話し合いの場を設定し、事実確認を行う中で、関係生徒はシャーペンで手を刺したことや嫌なあだ名で呼んだことを認めた。また、被害生徒の保護者から、被害生徒のこれまでのリストカットがいじめに起因するものであること、部屋のごみ箱から「死にたい」というメモが出てきたこと、被害生徒がカウンセリングやクリニックの受診を検討するほどの精神的苦痛を感じていることの訴えがあった。同日、学校は、いじめにより被害生徒の心身に重大な被害が生じる疑いがあるとして、いじめ重大事態(1号)と認知した。

本件の対応としては、関係生徒の聴き取りを行い、関係生徒は今後一切しないことを約束し、被害生徒に対する謝罪の意思を示した。しかしながら、被害生徒は心身が不安定で謝罪を受けることができず、いじめ重大事態の認知及び対応以降、欠席日数が増えている。学校は、被害生徒の気持ちを第一に、教室と校内適応指導教室の行きやすい方に通学することを保護者とも確認し、被害生徒の学校復帰をめざしている。被害生徒は、登校できる日は教室以外の場所で過ごしており、学校行事に友人と一緒に終日参加できることもあった。しかし、現在も被害生徒の精神的な不安から登校できない日が続いている。

学校は、被害生徒が関係生徒と不意に接触することのないよう、関係生徒の動向を注視するとともに、被害生徒と関係生徒の校内動線の重複に配慮する等の取り組みを継続していく。

2. 重大事態の調査について

調査主体は、当該学校のいじめ対策委員会で、構成員は、校長、教頭、首席、生徒指導主事、児童生徒支援コーディネーター、学年生徒指導担当、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーである。令和5年6月にいじめを認知してから調査を開始し、被害生徒や、被害生徒の保護者、関係生徒の聞き取りを行った。

3. 被害生徒の訴え及び認定した事実

被害生徒は、前述のシャーペンで手を刺された件、嫌なあだ名で呼ばれた件の他、椅子を引かれる、足がぶつかるの計4件を訴え、関係生徒はこれを認めたため事実として確認し、これにより被害生徒が精神的苦痛を感じていることからいじめと認定した。

4. 学校の対応の課題について

学校生活における被害生徒と関係生徒の関係づくりについて学校として正しい見立てができていなかった。学校は、関係生徒が被害生徒に積極的に関わろうとして、よく声をかけている様子であり、被害生徒も他の生徒と接するときと同様に応じていた様子に見受けられていたことなどから、被害生徒に対して関係生徒が行った暴力行為や暴言にいち早く気づけなかったことが課題であった。

5. 再発防止策

再発防止に向けては、事前のアセスメントに基づく見守りなどの対応を進めていく。また、全ての教職員を対象に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて、人権教育、道徳教育および体験学習の充実を図る研修を実施し、事案検証や事後対応の情報共有等を行う中で、いじめに対する教員の認識を高め、担任や学年だけの指導ではなく、学校として指導方針の決定と指導の統一を図る。